

# 平成27年度第2回愛媛県新居浜・西条圏域地域医療ビジョン調整会議 次第

日時：平成27年10月8日（木） 14：00～  
場所：愛媛県東予地方局 7階 大会議室

## 1 開会

## 2 議題

- (1) 医療需要等の推計結果について（報告）
- (2) 地域医療構想における患者流出入を踏まえた必要病床数（案）について
- (3) その他

## 3 閉会

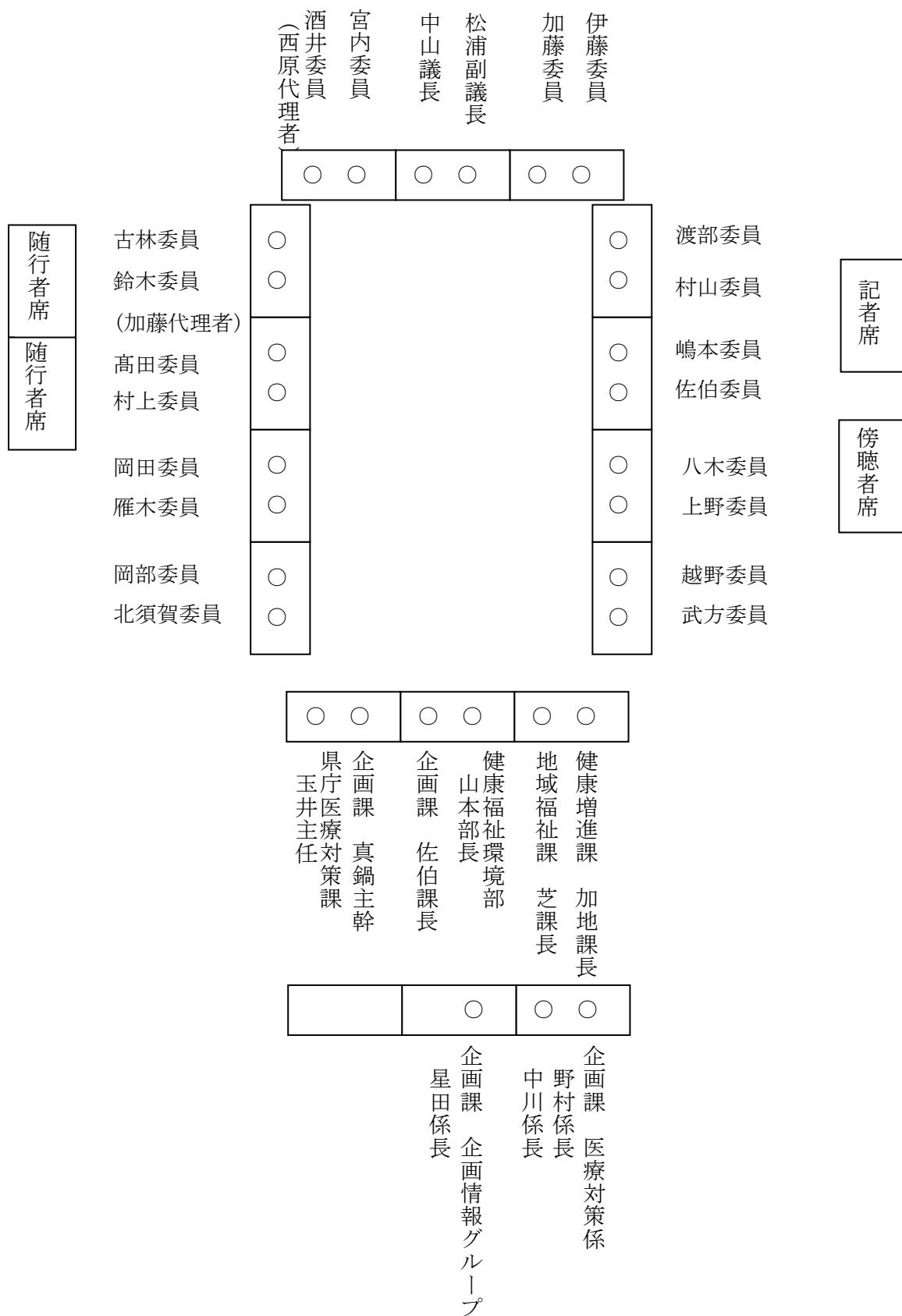
### 【配布資料】

- ・資料1-1 医療需要等の推計結果（新居浜・西条圏域）
- ・資料1-2 医療需要等の推計結果（2014年病床機能報告制度との比較）
- ・資料2-1 地域医療構想における患者流出入を踏まえた必要病床数推計の構想区域間調整方針
- ・資料2-2 新居浜・西条圏域における2025年の医療需要等の推計（概要版）
- ・資料2-3 新居浜・西条圏域の必要病床数（案）
- ・資料3 地域医療ビジョン策定スケジュール等
- ・参考資料 2025年 疾病別の医療需要に対する医療供給状況

平成27年度第2回愛媛県新居浜・西条圏域地域医療ビジョン調整会議 配席図

日時：平成27年10月8日（木） 14:00～

場所：愛媛県東予地方局 7階 大会議室



**平成27年度第2回愛媛県新居浜・西条圏域地域医療ビジョン調整会議**  
**出席者名簿**

日時：平成27年10月8日（木）

所 属	出席者	備考
新居浜市医師会長 (中山皮膚科クリニック 院長)	中山 恵二	
西条市医師会長 (松浦皮膚科医院 院長)	松浦 裕	
新居浜市歯科医師会長 ( 加藤歯科医院 院長)	加藤 智彦	
西条市歯科医師会長 (たちばな歯科医院 院長)	伊藤 史郎	
東予・周桑歯科医師会長 (マサキ歯科 院長)	渡部 真輝	
愛媛県薬剤師会新居浜支部長 (むらやま薬局 管理薬剤師)	村山 勝志	
愛媛県薬剤師会西条支部長 (ハート調剤薬局 管理薬剤師)	嶋本 大介	
愛媛県薬剤師会東予・周桑支部長 (れんげ堂薬局市役所前店 管理薬剤師)	佐伯 純也	
愛媛県看護協会東予地区長 (十全総合病院 看護部長)	八木 やよい	
新居浜市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所長	上野 なぎさ	
有限会社エンジェル・コール 代表取締役	越野 文枝	
独立行政法人労働者健康福祉機構 愛媛労災病院 院長	宮内 文久	
愛媛県立新居浜病院 事務局長	西原 康	酒井委員の代理者
一般財団法人積善会十全総合病院 院長	古林 太加志	
住友別子病院 院長補佐	加藤 敏夫	鈴木委員の代理者
西条中央病院 院長	高田 泰治	
社会医療法人社団更生会村上記念病院 院長	村上 匡人	
社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院 院長	岡田 真一	
西条市立周桑病院 院長	雁木 淳一	
新居浜市福祉部 部長	岡部 嘉幸	
西条市保健福祉部 部長	北須賀 仁志	
愛媛県西条保健所 所長	武方 誠二	

## 愛媛県新居浜・西条圏域地域医療ビジョン調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 新居浜・西条圏域の医療提供体制を確保することを目的に、新居浜・西条圏域における地域医療ビジョンの策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県新居浜・西条圏域地域医療ビジョン調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 地域医療ビジョンの策定及び実現に関する事項
- (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 医療計画に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 調整会議は、委員25人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから愛媛県東予地方局長が委嘱し、又は任命する。

- 一 郡市医師会の代表者
  - 二 歯科医師会の代表者
  - 三 薬剤師会の代表者
  - 四 看護関係者の代表者
  - 五 介護関係者の代表者
  - 六 医療機関の代表者
  - 七 保険者の代表者
  - 八 市町の代表者
  - 九 保健所の代表者
  - 十 その他議長が必要と認めた者
- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
  - 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
  - 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を行ふ。

### (任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、西条保健所企画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、地方局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。